

ホーム

金融庁について



報道・広報



政策・審議会



法令・指針等



金融機関情報



国際関係情報



アクセス F S A  
(広報誌)

[ホーム](#) > [報道発表資料](#) > 令和7年保険業法改正に係る内閣府令等の公布及びパブリックコメント結果の公表について

ポスト

令和8年3月30日  
金融庁

## 令和7年保険業法改正に係る内閣府令等の公布及びパブリックコメント結果の公表について

金融庁では、[令和7年保険業法改正に係る内閣府令（案）等](#)につきまして、令和7年12月17日（水曜）から令和8年1月30日（金曜）にかけて公表し、広く意見を募集したところ、計176件の御意見をいただきました。

お寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は、[（別紙1）](#)を御覧ください。  
このほか、本件とは直接関係しないコメントもお寄せいただきましたが、これらにつきましては、今後の金融行政の参考とさせていただきます。  
御意見をお寄せいただいた方の御協力に厚く御礼申し上げます。

また、内閣府令案等の公表時に記載しておりました、乗合代理店における適切な比較推奨販売の確保（情報の提供に係る規定の改正）については、別途公表する予定です。

そのため、以下に係るコメントの概要等につきましては、後日改めて公表させていただきます。

- ▶ 保険業法施行規則第227条の2及び第234条の21の改正（当該改正に係る別紙様式第25号の2及び第25号の3の改正を含む）
- ▶ 金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第56条の改正

本件に関連する監督指針（案）に対するパブリックコメントの結果等については、[こちら](#)をご参照ください。

### 1. 改正の概要

令和7年5月30日に成立した「保険業法の一部を改正する法律」（令和7年法律第54号。公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。）について、今般、保険業法施行規則等の規定の整備を行うほか、関連する規定の整備を行うものです。

主な改正の内容は以下のとおりです。

#### （1）特定大規模乗合保険募集人（注）に対する体制整備義務の強化（保険募集の業務関連）

- ▶ 特定大規模乗合保険募集人の要件
- ▶ 営業所又は事務所ごとの法令等遵守責任者の設置
- ▶ 本店又は主たる事務所への法令等遵守責任者を指揮する者（統括責任者）の設置
- ▶ 苦情処理体制の整備

#### （2）特定大規模乗合損害保険代理店に対する体制整備義務の強化（兼業業務関連）

- ▶ 対象となる特定大規模乗合損害保険代理店
- ▶ 兼業業務に係る体制整備等
- ▶ 苦情処理体制の整備
- ▶ 内部監査・社内通報等に関する体制の整備

#### （3）保険会社等に対する体制整備義務の強化

- ▶ 特定大規模乗合保険募集人に業務を委託する場合の措置
- ▶ 兼業業務を行う特定保険募集人（兼業特定保険募集人）に関して損害保険会社に求める措置

#### 相談・手続・採用情報

##### ▶ 各種窓口のご案内

- ▶ 金融サービス利用者相談室
- ▶ 金融行政モニター

##### ▶ 情報公開等

##### ▶ パブリックコメント

##### ▶ 申請・届出・照会

- ▶ オンライン行政手続

##### ▶ 入札公告等

##### ▶ 採用情報

金融庁の行政相談においては、[「業務の範囲や程度を明らかに超える苦情相談」への対応](#)について方針を定めています。

#### 📶 新着情報配信サービス

#### 🔍 金融事業者一括検索機能

#### 💬 金融庁チャットボット (よくある質問)

#### ▶ 金融庁ソーシャルメディア アカウント

#### ▶ 関連リンク



金融庁金融研究センター



証券取引等監視委員会



公認会計士・監査審査会

- (4) 保険会社等による保険契約者等への過度な便宜供与の禁止
- ▶ 保険契約者又は被保険者と密接な関係を有する者を規制対象に拡充
- (5) 保険仲立人の活用促進に向けた対応等
- ▶ 海外直接付保に関する手続き及び海外直接付保の許可に係る保険媒介における保険仲立人の活用
  - ▶ 保険仲立人の不祥事件の届出義務の新設に伴う届出事項等の整備

(注) 特定大規模乗合生命保険募集人及び特定大規模乗合損害保険代理店をいう。

その他所要の改正を行います。  
具体的な内容については、[\(別紙2\)](#)及び[\(別紙3\)](#)を御参照ください。

## 2. 公布日・施行日

本件の内閣府令等は、本日付けて公布し、令和8年6月1日（月曜）から施行されます。

- (別紙1) [📄 コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方](#)
- (別紙2) [📄 保険業法施行規則及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令](#)
- (別紙3) [📄 認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令](#)

## 3. 事業報告書の様式改正について

保険業法の改正（令和8年6月1日施行）に伴い、規模が大きい特定保険募集人に該当する保険代理店が提出する事業報告書の様式が改正されます。規模が大きい特定保険募集人については、『[📄 保険代理店の皆様へ](#)』をご覧ください。

詳しくは、所属保険会社等から提供される「作成要領」「対応ガイド」等をご覧ください。所属保険会社・管轄財務局等にお問い合わせください。

«所在地ごとの管轄財務局等»

| 財務局等                      | 担当課     | 電話番号(代表)     | 所在地   | 管轄区域                                 |
|---------------------------|---------|--------------|-------|--------------------------------------|
| <a href="#">北海道財務局</a> 📄  | 金融監督第1課 | 011-709-2311 | 札幌市   | 北海道                                  |
| <a href="#">東北財務局</a> 📄   | 金融監督第1課 | 022-263-1111 | 仙台市   | 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県              |
| <a href="#">関東財務局</a> 📄   | 金融監督第4課 | 048-600-1111 | さいたま市 | 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県 |
| 関東財務局東京財務事務所              | 理財第3課   | 03-5842-7011 | 文京区   | 東京都                                  |
| <a href="#">東海財務局</a> 📄   | 金融監督第4課 | 052-951-1772 | 名古屋市  | 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県                      |
| <a href="#">北陸財務局</a> 📄   | 金融監督第3課 | 076-292-7860 | 金沢市   | 富山県、石川県、福井県                          |
| <a href="#">近畿財務局</a> 📄   | 金融監督第4課 | 06-6949-6390 | 大阪市   | 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県             |
| <a href="#">中国財務局</a> 📄   | 金融監督第3課 | 082-221-9221 | 広島市   | 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県                  |
| <a href="#">四国財務局</a> 📄   | 金融監督第1課 | 087-811-7780 | 高松市   | 徳島県、香川県、愛媛県、高知県                      |
| <a href="#">九州財務局</a> 📄   | 金融監督第3課 | 096-353-6351 | 熊本市   | 熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県                     |
| <a href="#">福岡財務支局</a> 📄  | 金融監督第3課 | 092-411-7297 | 福岡市   | 福岡県、佐賀県、長崎県                          |
| <a href="#">沖縄総合事務局</a> 📄 | 金融監督課   | 098-866-0091 | 那覇市   | 沖縄県                                  |

▶ 電話受付

受付時間：平日10時00分～17時00分

電話番号：０５７０－０１６８１１（ＩＰ電話からは０３－５２５１－６８１１）

▶ [ウェブサイト受付](#)

（注）金融行政等に関する一般的なご質問等は金融サービス利用者相談室で承ります。

所管

企画市場局総務課保険企画室（庁内用3571）

サイトマップ

▶ 金融庁について

- ▶ 組織
  - ▶ 大臣・副大臣・政務官
  - ▶ 金融庁の概要
  - ▶ 金融庁の改革
  - ▶ 所管の法人
  - ▶ 予算・決算
  - ▶ 政策評価
  - ▶ 採用情報

▶ 報道・広報

- ▶ 報道対応
  - ▶ 報道発表資料
  - ▶ [記者会見](#)
  - ▶ 大臣談話等
- ▶ 広報活動
  - ▶ [アクセスFSA（広報誌）](#)
  - ▶ 白書・年次報告
  - ▶ 職員による講演等
  - ▶ 職員による寄稿等 
  - ▶ 利用者の方へ
  - ▶ 注意喚起情報
  - ▶ 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点
  - ▶ [よく閲覧されているページ](#)

▶ 政策・審議会

- ▶ 基本方針等
  - ▶ 金融行政方針
  - ▶ 政府方針における金融庁関連の施策
- ▶ 政策テーマ・施策
  - ▶ 政策テーマ等一覧（金融行政方針との関連）
  - ▶ 政策テーマ等一覧（全体）
- ▶ 審議会・研究会等
  - ▶ 審議会・研究会等一覧
- ▶ 研究・調査
  - ▶ [金融研究センター](#) 

▶ 法令・指針等

- ▶ 所管法令等
  - ▶ 検査・監督の基本方針等
  - ▶ 基本方針・ディスカッションペーパー一覧
  - ▶ 監督指針・事務ガイドライン
  - ▶ 監督指針一覧
  - ▶ 事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）一覧
  - ▶ 告示・ガイドライン・Q&A等
  - ▶ 告示・ガイドライン・Q&A・法令解釈事例集一覧
- ▶ 金融上の行政処分等

▶ 金融機関情報

- ▶ 全金融機関共通
- ▶ 預金取扱金融機関（銀行等）関連
- ▶ 保険会社関連
- ▶ 金融商品取引業者等関連
- ▶ 金融会社関連

▶ 国際関係情報

- ▶ 国際関係の取組み
  - ▶ 国際金融センター 
  - ▶ 金融庁グローバル金融連携センター（GLOPAC）
  - ▶ 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）事務局への活動支援
- ▶ 国際基準設定主体等の公表資料等
- ▶ 金融安定理事会（FSB）
- ▶ バーゼル銀行監督委員会（BCBS）
- ▶ 保険監督者国際機構（IAIS）
- ▶ 証券監督者国際機構（IOSCO）
- ▶ 金融活動作業部会（FATF）
- ▶ その他

▶ [アクセスFSA（広報誌）](#)

▲ [ページの先頭に戻る](#)

[利用規約・免責事項/著作権](#) | [プライバシーポリシー](#) | [ウェブアクセシビリティ](#) | [アクセス](#) | [御意見・問い合わせ](#) | [各種情報検索サービス（EDINET等）](#) | [関連リンク](#)

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government（法人番号6000012010023）  
Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館  
電話番号：03-3506-6000